

令和元年 10 月
東京税関業務部

通関業者 各位

「令和元年台風第 19 号」の被害に対応した輸出入通関手続について

通関業者の皆様には、日頃から税関行政に格別のご理解、ご協力を賜り、深く感謝を申し上げます。

関税局・税関は、令和元年台風第 19 号の被害に対応するため、輸出入通関手続等について柔軟な対応を行っています。具体的な手続については、税関ホームページに掲載していますのでご確認ください。

また、通関業者の皆様におかれましては、救援物資等の通関依頼を受けられた場合には、申告予定官署の通関総括部門へご一報いただければ幸甚です。

【問い合わせ先】

- 輸入手続について
業務部通関総括第 1 部門
電話：03-3599-6337
- 輸出手続について
業務部通関総括第 4 部門
電話：03-3599-6341
- 本関申告貨物について
業務部通関総括第 5 部門（海上貨物）
電話：03-3599-6318
業務部通関総括第 6 部門（航空貨物）
電話：03-3599-6313
- 他法令について
業務部通関総括第 2 部門
電話：03-3599-6338